

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年6月3日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	新潟市電話交換運營業務委託
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	総務部総務課
(4) 入札日時・場所	令和7年6月27日10時 新潟市役所 本館2階 入札室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により令和7年6月26日17時まで（必着）に、3（2）の場所に提出してください。
(5) 履行期間・履行場所	令和7年8月1日から令和10年7月31日（36カ月）まで 本庁舎本館（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）
(6) 入札方式	入札は、契約初年度（令和7年度・8か月分）分の金額（税抜き）で行います。契約初年度分の金額は、見積った契約希望額（税抜き）の36分の8の額とします。 契約方式は、総価で長期継続契約となります。
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場

	合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるとき の措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(11) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(12) 予定価格	事後公表します。
(13) 最低制限価格	設けます。 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(15) その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 令和2年4月以降に、国又は地方自治法で定める地方公共団体で電話交換業務委託契約あるいはコールセンター業務委託契約を1年以上の期間受託した実績があること。

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
契約書の写し等、契約締結が証明できる資料 一式
- (2) 提出先 新潟市総務部総務課総務係
新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所本館 5階

電話 025-226-2409

ファクス 025-228-5500

メール somu@city.niigata.lg.jp

- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和7年6月17日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和7年6月10日
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリ又はメールとします。
- (5) 回答日 令和7年6月16日まで
- (6) 回答方法 ホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約初年度分の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
 - ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
 - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
 - ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。

エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。

- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

7 その他

- (1) 最低制限価格は、あらかじめ定めた最低制限基本価格と開札時に求めるランダム係数により決定するため、入札参加者はランダム係数決定のためのくじ引きに参加するものとします。
- (2) この契約は長期継続契約となります。翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性があります。
- (3) この契約は賃金スライド制度の対象となります。
- (4) 契約額は、入札書記載額の8分の36の額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とします。

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12ヶ月経過後（2回目以降は前回スライドから12カ月経過後）以降に提出してください。

別紙

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(ファクス (メールアドレス))

- 1 番 号 新潟市公告第288号
- 2 件 名 新潟市電話交換運營業務委託

質 疑 事 項

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話)

(メールアドレス)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和7年6月3日
番 号	新潟市公告第288号
件 名	新潟市電話交換運營業務委託

(案)

委 託 契 約 書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

1. 委託業務の名称 新潟市電話交換運営業務委託
2. 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
3. 履行場所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
4. 履行期間 令和7年8月1日から 令和10年7月31日 まで
5. 契約金額 金 _____ *円
(うち消費税及び地方消費税の額 *円)
※各年度の支払いについては別表のとおりとする。
6. 契約保証金 金 _____ 円 納付
又は 免 除
又は 〇〇〇〇の保証
7. 特約条項 別紙のとおり
8. その他 特記仕様書など

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一

乙

別表

委託料の内訳

期 間	委託料 (税込)	うち消費税額
令和7年8月1日～令和8年3月31日	円	円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	円	円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	円	円
令和10年4月1日～令和10年7月31日	円	円
契 約 総 額	円	円

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
 - 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日(その翌日が休日であるときは順延した日)を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

- 3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。
- 4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

- 第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
 - 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
 - 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
 - 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
 - 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

- 第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

- 第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとしなければならないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（契約不適合責任）

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（契約の変更）

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

（甲の解除権）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（1） 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

（2） 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

（3） 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） この契約の締結又は履行について、不正があったとき。

（2） 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

（3） 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

（4） 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

（5） 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

（6） 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
- ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることを用いる。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求を用いる。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(長期継続契約における契約の変更又は解除)

第27条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の保護)

第28条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定)

第29条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額（契約金額から当該請求時の既履行部分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後未履行分契約金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前未履行分契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額のスライド変更に応じなければならない。
- 3 スライド額は、請求のあった日を基準とし、賃金水準の変動率に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「履行期間開始の日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

新潟市電話交換運營業務委託仕様書

この仕様書は、業務を実施するための大要を示すものであって、本仕様書に記載されていない事項であっても、新潟市が業務遂行上必要と認めた場合、業務受託者は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

1. 委託業務名

新潟市電話交換運營業務委託

2. 電話交換の構築・運用業務の概要・履行期間

(1) 電話交換の運用に必要となる要員確保・備品等の準備

業務従事者の確保や研修の実施、備品等の準備を委託する。

なお、業務場所及び電話交換機等、運営に係る設備は、本市が提供する業務場所及び設備を利用すること。

(2) 本庁舎本館並びに各区代表電話に入電した電話への対応、本庁舎本館及びふるまちな庁舎における庁内放送

(3) 履行期間：令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

3. 運営日及び運営時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く開庁日の午前8時30分から午後5時30分まで

4. 運用規模

(1) 業務量実績

「別紙1 業務量実績」を参考とすること。

(2) 必要席数及び人員数

局線中継台の最大席数は7席であること、並びに、「別紙1 業務量実績」に示す過年度の受付件数実績を参考に、下記の必要な人員を確保すること。

なお、原則、曜日・時間別最低人員配置表に記載の人員数を配置することとするが、着信数が減少することによる配置人数の調整は協議による。

また、受付件数の季節的・時間的変動に柔軟に対応し、効率的な人員の配置に努めること。

要員	人数	業務内容	勤務
責任者	1名	品質確保に向けて、管理業務や本市と連絡、調整業務を行う者	非常勤
スーパーバイザー	1名以上	オペレーターの指導・監督、及びオペレーターでは対応が困難であるが、一定の専門知識があれば対応可能な、より専門的な問い合わせやクレーム、要望・提案などの対応業務を行う者	常駐
オペレーター	5名以上	簡易な問い合わせに対し、回答・案内を行うとともに庁内放送を行う者	常駐

	曜日・時間別最低人員配置表	
	8時30分時点	13時時点
月	7人	5人以上
火	5人以上	5人以上
水	5人以上	5人以上
木	5人以上	5人以上
金	5人以上	5人以上

ア. オペレーターが常に最新の情報に基づき問い合わせ対応を行い、かつ、電話交換の業務遂行に支障をきたすことがないように、受託者は、オペレーターに対して、応対マナー等電話対応業務の専門スキルのほか、あらかじめ本市が用意したFAQや、本市ホームページ、「市報にいがた」、その他本市が指定した刊行物等を適宜用いて、本市と協力の上、十分な研修を実施すること。

イ. スーパーバイザーはオペレーターよりも高度な業務知識が必要なことから、受託者は、上記「ア」の研修に加え、本市と協力の上、専門知識の習得に必要な研修を実施すること。なお、スーパーバイザーがオペレーターとして業務に従事する場合は事前に市と協議すること。

ウ. 責任者は、電話交換業務等の管理・運営に必要な知識、技能及び経験を有する者とし、業務実施場所に常駐する必要はないが、本市の要請に迅速に対応できるように体制を整えること。なお、スーパーバイザーと責任者は兼務することができる。

5. 電話交換構築・運用要件

(1) 運営場所

新潟市役所本庁舎本館5階 電話交換室（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）

(2) 運営に係る設備

ア. 電話交換機

PC 中継台 (Mate MKL43/E-J)

イ. 庁内放送設備

Panasonic WR-210A

(3) 備品の確保

運営設備内の事務用机、椅子、ロッカー及び靴箱等の備品並びにPC1台は本市が準備する。

また、業務遂行に要する設備の使用に係る光熱水費等の経費は、本市が負担するものとする。

ただし、本市が準備するPCは、メールの送受信ができない仕様のため、受託者の業務遂行上、メールの送受信が必要な場合、専用のPCを受託者負担にて準備することとし、通信環境整備費及び通信料は受託者負担とする。

(4) 対応言語

日本語とし、外国語での電話対応が必要な場合、本市の関係部署に転送すること

(5) 業務マニュアルの作成

- ア. 受託者は、適切に交換業務を運営するために、業務実施状況の管理、監督体制や危機管理体制及び障害時対応に関する業務ルールなどを踏まえた業務マニュアルを本市と協議の上、作成・整備すること。
- イ. 前項「ア」に掲げる業務マニュアルのほか、トークスクリプトなど電話対応に関するマニュアル、災害等による緊急事態における対応マニュアルなど、各種マニュアルを本市と協議の上、整備すること。
- ウ. 受託者は、運営状況に応じて、本市と協議のうえ、各マニュアルの改訂を行うこと。

(6) 実施業務

ア. 代表電話交換業務

受託者は、本市本庁舎本館及び各区代表電話への入電を受けて、中継台の操作により関係部署へ内線電話での取り次ぎを行うこと。転送先が不明な場合は、具体的に要件を確認し適切な関係部署に取り次ぎを行うこと。

イ. 電話による簡易な問い合わせへの回答業務

受託者は、簡易な問合せ内容にあつては転送することなく回答するよう努めること。回答する簡易な問い合わせの例は以下の表1のとおり。

表1 簡易な問い合わせの例

問い合わせ内容	回答内容
課の所在地	庁舎名+階数（例 市役所本庁舎の●階）
取り次ぎ不可施設への取り次ぎ	当該施設（例 下水道事務所等）の電話番号
駐車場等の場所	市役所駐車場等の場所・利用料金等

ウ. 庁内放送業務

受託者は、庁内放送設備の操作により本庁舎本館及びふるまち庁舎の庁内放送を行うこと。

エ. 電話交換運営管理業務

電話交換の運営・管理にあつて、下記業務を行うこと。

(ア) 転送先の記録

対話を行い電話転送先が判明した場合について、転送先、通話時間を記録すること。

(イ) 本市が準備する設備等の適正管理

中継台等の設備をはじめ、本市が準備する設備・備品は適切に使用するとともに、電話交換業務従事者以外には触れさせないこと。

また、光熱水費等の経費削減のため、節約に努めること。

(ウ) 本市本庁舎の適正利用

本市本庁舎の利用にあつては、本市本庁舎の庁舎管理者が定めた利用方法に従うこと。

(7) 災害時対応

災害発生時においては、本市の指示により、「3. 運営日及び運営時間」に示す運営時

間を延長し、または運営日以外に業務を行うものとし、費用については協議による。

6. その他

ア. 入庁許可証の申請について

業務従事者が定まり次第、市に入庁許可証交付申請書を提出し入庁許可証の交付を受けること。業務中は入庁許可証を着用すること。

イ. 業務事業者の駐車場について

業務従事者が通勤のために使用する駐車場は受託者で用意すること。本館附属駐車場並びに分館附属駐車場、白山公園駐車場、陸上競技場駐車場の利用は認めない。

ウ. 誤案内、誤取り次ぎの再発防止

受託者は、業務において誤案内、誤取り次ぎ等があった場合、その概要を速やかに業務従事者間で共有するとともに、事例集を作成するなど創意工夫をして再発防止に努めること。

エ. 業務管理

(ア) 受託者は業務履行後に履行届・報告書を市に提出する。

(イ) 年度毎に業務の履行を市が確認し委託料を支払うが、協議による。

(ウ) 報告書は下記内容を記載することとし、様式は任意とする。

- ◆ 総受付件数
- ◆ 月別受付件数
- ◆ 曜日別受付件数
- ◆ 時間帯別受付件数
- ◆ 転送先、通話時間が記載されたリスト（1日ごと）

(エ) 市は、作業に必要な最低限の電気、水等を無償で支給する。

(オ) 業務の遂行に当たって関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務には十分に安全を確保しなければならない。

(カ) 契約終了時には、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。

(キ) 庁舎の利用状況や勤務者数・来庁者数などに大きな変化があった場合、業務内容や契約内容・契約額等が変更になることがありうる。

(ク) 委託期間中に市が実施する訓練、現地調査などに協力を求めることがある。

オ. この仕様書に定めのない事項についてはその都度協議の上、決定するものとする。

業務量実績

(1) 総受付件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総受付件数	222,307	235,827	195,284

(2) 月別受付件数

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	21,150	19,031	20,313	17,930	18,028	16,773
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	17,428	17,041	15,872	18,295	19,025	21,421
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	16,825	16,381	18,040	18,418	20,187	19,417
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	19,840	19,578	20,894	19,519	24,570	22,158
令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	18,102	17,476	17,071	16,290	15,417	15,344
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	14,718	13,391	13,245	18,673	17,260	18,297

(3) 曜日別受付件数 (平均)

曜日別	月	火	水	木	金
令和3年度	1107.6	900.8	850.4	854.6	867.3
令和4年度	1175.9	655.3	900.8	894.0	927.8
令和5年度	968.9	780.3	742.8	740.7	746.4

(4) 時間帯別受付件数 (平均)

時間帯別	8時	9時	10時	11時	12時
令和3年度	60.1	135.8	120.2	105.9	73.0
	13時	14時	15時	16時	17時
	102.8	97.1	97.1	99.2	25.9
令和4年度	8時	9時	10時	11時	12時
	63.6	146.1	125.6	108.8	77.8
	13時	14時	15時	16時	17時
	107.9	102.1	105.3	104.5	27.9
令和5年度	8時	9時	10時	11時	12時
	51.5	117.8	104.7	92.1	64.5
	13時	14時	15時	16時	17時
	89.2	84.4	86.9	86.8	24.2

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る 特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、未履行業務に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、新潟県最低賃金（以下「最低賃金」という。）とする。
- 3 本契約の変更金額は、本契約締結時に受託者から提出された契約金額内訳書により算出する。

記載例

別記様式第1号

(物品・委託用)

入札書

年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ
入札いたします。

金額	百 千 円 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
履行場所	新潟市中央区学校町通1番町602番地1			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
新潟市電話交換 運營業務委託	-	8カ月	○○, ○○○	○○, ○○○
契約希望額（税抜き）の36分の1を「単価」として 金額を算出し記載するようお願いします。				

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。